

1. NIKS・ETCカードとは

NIKS・ETCカードとは、協同組合新潟県異業種交流センターに所属する組合員を対象として発行され、ETCシステムの利用を前提とする高速道路料金割引を受けることのできるカードです。

NIKS・ETCカードは、NIKS・A（専用）カードとNIKS・B（共用）カードの2種類のカードを総称するものです。

1) 【NIKS・A（専用）カード】

① NIKS・Aカードとは

NIKS・Aカードとは、当組合がNEXCOより貸与を受けたETCコーポレートカードであり、当組合内での名称です。

Aカードを利用できるのは、ETC車載器を搭載した組合員の登録車両です。

Aカードは、カード上に表示された登録車両にのみ使用できる「専用カード」です。

② 利用できない主な要件

次のいずれかに該当する場合は、利用できません。

要件1：ETCシステムを利用しない場合（車両に正当に保有された車載器が搭載されていない場合を含みます。）

要件2：月間利用額が3万円未満となる見込みの車両

2) 【NIKS・B（共用）カード】

① NIKS・Bカードとは

NIKS・Bカードは、高速道路利用料金決済にのみ利用できるクレジットカードであり、当組合内での名称です。

Bカードは、1枚のカードで車載器を搭載する複数の車両に使用できる「共用カード」です。

② 利用できない主な要件

要件1：ETCシステムを利用しない場合（車両に正当に保有された車載器が搭載されていない場合を含みます。）

Aカード・Bカードに共通する注意点

正しくセットアップされた車載器を搭載した車両にのみ、カードが利用できます。
車両入替え等で車載器を他の車両に取付け変更したときは、必ず再セットアップを行って下さい。

※ セットアップとは、ETCを利用するために必要な車両情報を車載器に登録し、車載器を利用できるようにする作業のことです。取付ける車両が変わった場合は、新しい車両の車検証による再セットアップの必要があります。

3) 事務手数料(事務費)

NIKS・ETC カード(AカードおよびBカード)を利用した場合、高速道路並びに一般有料道路等の月間利用額合計に対し、その5%を利用金額と合わせて口座引落しさせていただきます。

この場合の利用額は、NEXCO が設定した割引がある場合、その適用後の金額です。

事務手数料(事務費)の実質軽減措置

- ① 個別の組合員が保有するAカードの6ヶ月間の合計利用額に応じて、当該組合員のBカード利用額に対して、以下の割合による事務手数料の還元を行います。ただし、算出された還元額が1,000円以上となる場合に限りです。

6ヶ月間のAカード利用合計額	還元額
100万円以上、200万円未満の場合	6ヶ月間のBカード合計利用額の1%
200万円以上、300万円未満の場合	// 2%
300万円以上の場合	// 3%

- ② 還元は、毎年3月～8月までの利用期間分を10月に、9月～翌年2月までの利用期間分を4月に支払います。